

令和2年（2020年）5月26日

鎌倉市議会議長 久坂 くにえ 様

議会基本条例評価・検証協議会
座長 山田直人

議会基本条例評価・検証協議会における評価・検証結果について

各派代表者会議を経て、議長から依頼のありました議会基本条例の評価・検証について、令和元年（2019年）11月20日の第1回以降、令和2年（2020年）1月21日、4月7日及び9日の4回にわたり協議を行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る中、各議員間でメールを有効活用し、このたび評価・検証結果を取りまとめましたので、別添資料のとおり報告いたします。

なお、協議を行った際、各議員から多くの意見が出され、その内容は別添資料のとおりですが、その中で【条例改正に向けた検討を要するもの】及び【運用面で検討を要するもの】について、次のとおり申し添えます。

【条例改正に向けた検討を要するもの】

1 原則公開とする会議について（議会基本条例第6条第2項）

会議規則を改正し、「協議又は調整を行うための場」として議会全員協議会を規定したことに伴い、原則、公開する会議としての位置づけを明確にするために、「協議又は調整を行うための場」を条文に追加するか、議会基本条例の逐条解説に追加するかについて、改めて協議が必要であることから、条例改正に向けた検討は必要であると判断した。

2 市民意見を政策提言につなげていくことについて（議会基本条例第6条第4項第1号）

本規定の重要性は認めるものである。令和元年度試行的に、テーマを決めた形で意見聴取会を実施し、政策提言に向けて常任委員会で議論を行い、提言として取りまとめたことから、実現できた部分はあるものの、意見聴取会の開催日数や場所、多世代からの広範な意見の聴取という点について課題があるとの意見が出された。また、条文として「課題を認識すること」という表現については、提言に向けたプロセスが具体的でなく、違和感があることから、条例改正に向けた検討の必要性については一致を見なかったものの、多数の意見により検討の必要があると判断した。

3 議会事務局について（議会基本条例第11条）

本件については、特に、議会事務局における法制担当について協議が行われた。政策立案機能及び行政への監視と牽制の機能の強化という観点については共通の認識であり、そのために議会事務局の法制面における機能強化を図ることについても考えは一致した。また、今後は、政策提案のほか議案の修正案を作成する際には、まず議事調査課に相談し、その後の専門的知見の活用も含め、アドバイス等を得ることも確認された。条例改正に向けた検討の必要性については一致

を見なかったものの、多数の意見により、協働のパートナーという位置づけの記載も含め、条例改正に向けた検討の必要があると判断した。

4 議員研修会の開催について（議会基本条例第13条第2項）

本条の趣旨は、各分野の専門家を講師として呼び、市民も参加できる開かれた研修会とすることであり、既にそのとおり実施していることから取り組みは十分であるものの、取り組みの内容を根拠づけるには条文の文言の整理が必要であることから、条例改正に向けた検討は必要と判断した。

【運用面で検討を要するもの】

5 自由討議について（議会基本条例第4条第5号及び第9条）

本件については、委員会で行われている委員間討議が、余り実施されていないという共通認識のもと、協議が行われた。自由討議実施要綱においては、議案等の説明後、質疑に対する答弁を受け、論点整理を行い、争点がある論点について自由討議を行うなど、詳細な手続について規定しているものの、質疑及びその答弁だけでは議論の要素としては不十分なこともあり、事前の論点整理や委員間討議の実施のタイミングも含め、見直しが必要との意見が出された。別添資料にも記載しているとおり、条例改正に向けた検討は不要と判断したものの、自由討議実施要綱の見直しも含め、委員間討議の手続、運営方法について再度検証すべきとの結論となった。

6 反問権について（議会基本条例第7条第7項）

本件についても、本会議、常任委員会等の場において余り実施されていないという共通認識のもと、協議が行われた。反問権の行使に関する要綱では、議員の一般質問及び質疑の趣旨の確認、または内容及び政策をどう考えるかについての確認のために行使できると規定されているものの、反問権が行使されないまま議論が進み、かみ合わない答弁が行われることがあった。別添資料にも記載しているとおり、条例改正に向けた検討は不要と判断したものの、反問権の行使に関する要綱の見直しも含め、議論を活発に行うために反問権実施のハードルを下げることや、行使できる内容の範囲の拡充について、再度、検証すべきという結論に至った。

【その他】

以上述べた諸点のほかにも、さらなる取り組みが必要と評価したものとして、第2章「議会及び議員」では、議決を行う責任の認識、政策立案や提言、議案提出権、議員同士が議論し結論を出す環境づくり、第3章「市民と議会との関係」では、市民への情報発信、意見聴取、公聴会及び参考人制度の活用、第4章「市長と議会との関係」では、市長等からの重要政策等の形成過程の聴取、第5章「議会の機能強化」では、専門的知見の活用、第6章「政治倫理」では、倫理基準の遵守という点から意見が出された。

また、異なる切り口となるが、各派代表者会議においては、全議員に対する議員研修会への出席要請、新年度予算の確保（第5章関係）について、議会広報委員会においては、議会報告会及び意見聴取会のあり方（第3章関係）、議会広報のあり方（第5章関係）について、さらなる協議・検討や取り組みが必要などの意見が出された。

以上で『議会基本条例評価・検証結果』の報告といたします。

なお、議会基本条例評価・検証協議会として、「条例改正に向けた検討を要する」との評価結

果を含む内容をお示ししておりますことを重く捉え、議長におかれては改めて協議の場を設定することについて、各段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。